

(仮訳文)

租税に関する相互行政支援に関する条約

前文

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構（OECD）の加盟国は、人、資本、物品及びサービスの国際的な移動の進展が、それ自体は非常に有益であるが、租税回避及び脱税の可能性を高めていることから、税務当局間で一層の協力が必要であることを考慮し、

二国間であるか多数国間であるかを問わず、租税回避及び脱税に国際的に対処するため、近年様々な努力が払われていることを歓迎し、

納税者の権利の適切な保護を確保すると同時に、あらゆる種類の租税に関しあらゆる形態の行政支援を促進するため、各国が相互に調整の上努力することが必要であることを考慮し、

納税義務の適切な確定を促進し、及び納税者による自己の権利の確保に資するため、国際協力が重要な役割を果たすことができることを認識し、

全ての国の租税に関し、全ての者が適正な法令上の手続に従って決定される自己の権利及び義務を有する

という基本原則が適用されることが認められるべきであること並びに各国が納税者の正当な利益（差別及び二重課税からの適切な保護を含む。）を保護するよう努めるべきであることを考慮し、

よって、各国が、情報の秘密を保護する必要性に留意し、かつ、プライバシー及び個人情報の流れの保護に関する国際的な枠組みを考慮して、自国の法令及び慣行に合致する場合を除くほか、措置をとるべきでなく、又は情報を提供すべきでないことを確信し、

租税に関する相互行政支援に関する条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一章 条約の適用範囲

第一条 条約の目的及び対象となる者

1 締約国は、第四章の規定に従い、租税に関する事項について相互に行政支援を行う。当該行政支援には、適当な場合には、司法機関がとる措置を含めることができる。

2 行政支援は、次のものから成る。

a 情報の交換（同時税務調査及び海外における租税に関する調査への参加を含む。）

b 徴収における支援（保全の措置を含む。）

c 文書の送達

3 締約国は、影響を受ける者が締約国の居住者若しくは国民であるか又は締約国以外の国の居住者若しくは国民であるかにかかわらず、行政支援を行う。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、次の租税について適用する。

a 締約国のために課される次に掲げる租税

i 所得又は利得に対する租税

ii 所得又は利得に対する租税とは別に課される譲渡収益に対する租税

iii 純資産に対する租税

b 次に掲げる租税

i 締約国の地方政府又は地方公共団体のために課される所得、利得、譲渡収益又は純資産に対する租

税

ii 強制加入の社会保険に係る保険料であつて、一般政府又は公法に基づいて設立された社会保障機関に対して支払われるもの

iii 締約国のために課されるその他の区分の租税（関税を除く。）、すなわち、次のAからGまでに掲げるもの

A 遺産税、相続税又は贈与税

B 不動産に対する租税

C 付加価値税、売上税等の一般消費税

D 個別消費税等の物品及び役務に対する特定の租税

E 自動車の使用又は所有に対する租税

F 自動車以外の動産の使用又は所有に対する租税

G その他の租税

iv 締約国の地方政府又は地方公共団体のために課されるiiiに掲げる区分の租税

2 この条約が適用される現行の租税は、1に規定する区分により、附属書Aに掲げる。

3 締約国は、2の規定により掲げる租税の変更の結果として附属書Aに生ずるいかなる修正も、欧州評議会事務局長又は経済協力開発機構事務総長（以下「寄託者」という。）に通告する。当該修正は、寄託者がその通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 この条約は、附属書Aに掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わって、この条約が締約国について効力を生じた後に当該締約国において課される租税であつて、当該現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、その採用の時から適用する。この場合には、当該締約国は、そのような租税の採用をいずれか一の寄託者に通告する。

第二章 一般的定義

第三条 定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

a 「要請国」及び「被要請国」とは、それぞれ租税に関する事項について行政支援を要請する締約国及び当該行政支援を行うことを要請された締約国をいう。

b 「租税」とは、前条の規定に従いこの条約の適用を受ける租税又は社会保険料をいう。

c 「租税債権」とは、租税（その額を問わない。）並びに当該租税に係る利子、関連する行政上の罰金及び徴収に付随する費用であつて、納付義務があり、かつ、納付されていないものをいう。

d 「権限のある当局」とは、附属書Bに掲げる者及び当局をいう。

e 締約国との関係において「国民」とは、次の者をいう。

i 当該締約国の国籍を有する全ての個人

ii 当該締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合その他の

団体

このeの規定の適用上、宣言を行った締約国については、同規定において使用されている用語は、附属書Cに定義するとおり解釈する。

2 締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象となる租税に関する当該締約国の法令において当該用語が有する意義を有するものとする。

3 締約国は、附属書B及び附属書Cについて生ずる修正をいずれか一の寄託者に通告する。当該修正は、

当該寄託者がその通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三章 支援の形態

第一節 情報の交換

第四条 総則

1 締約国は、特にこの節に定めるところに従い、次の目的に関連するあらゆる情報を交換する。

a 租税の賦課及び徴収並びに租税債権の徴収及び執行

b 行政機関への付託又は司法機関への訴追の開始

これらの目的に関連しないと認められる情報については、この条約に基づいて交換されない。

2 締約国は、この条約に基づいて入手した情報を、当該情報を提供した締約国が事前の許可を与えた場合にのみ、刑事裁判における証拠として用いることができる。ただし、二以上の締約国は、事前の許可の条件を相互に放棄することを合意することができる。

3 いかなる締約国も、いずれか一の寄託者に宛てた宣言により、次条及び第七条の規定に従い自国の居住

者又は国民に関する情報を提供する前に、自国の当局が自国の法令により当該居住者又は国民にその旨を通知することを明示することができる。

第五条 要請に基づく情報の交換

1 被要請国は、要請国の要請があつたときは、前条に規定する情報であつて特定の者又は取引に関するものを当該要請国に提供する。

2 被要請国は、自国の租税に関して保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、要請された情報を要請国に提供するため全ての関連する措置をとる。

第六条 自動的な情報の交換

二以上の締約国は、当該締約国間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第四条に規定する情報を自動的に交換する。

第七条 自発的な情報の交換

1 締約国は、次のいずれかの場合には、自国が保有する情報を、事前の要請なしに、他の締約国に提供する。

- a 当該他の締約国において租税の損失があると推測する根拠を有する場合
 - b 課税を受けるべきものとされる者が自国における租税の軽減又は免除を得た結果、当該他の締約国において、当該者について租税の額が増加し、又は納税義務が生ずることとなる場合
 - c 自国において課税を受けるべきものとされる者と当該他の締約国において課税を受けるべきものとされる者との間の事業活動上の取引が、自国若しくは当該他の締約国又はその双方において租税の額を減少させる結果となるような方法で、一又は二以上の国を通じて行われている場合
 - d 企業集団内の人為的な利得の移転により租税の額が減少することとなると推測する根拠を有する場合
 - e 当該他の締約国から提供された情報により、当該他の締約国における納税義務の認定に関連する情報を入手することができた場合
- 2 締約国は、1に規定する情報が他の締約国に送付されることを確保するため、必要な措置をとり、及び手続を実施する。

第八条 同時税務調査

- 1 二以上の締約国は、これらの締約国のうちいずれかの締約国の要請があつたときは、同時税務調査の事

案及び手続を決定するため、相互に協議する。関与する締約国は、特定の同時税務調査に参加することを希望するか否かを決定する。

- 2 この条約の適用上、「同時税務調査」とは、二以上の締約国による調査であつて、入手した関連する情報を交換することを目的として、共通の又は関連する利害を有する者の租税に関する事項について、それぞれの締約国が自国の領域内において同時に行うものをいう。

第九条 海外における租税に関する調査

- 1 被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があつたときは、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。
- 2 被要請国の権限のある当局は、要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請国の権限のある当局に対し、調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請国が求める手続及び条件を通報する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、被要請国が行う。
- 3 締約国は、1に規定する要請を原則として受け入れない意思をいずれか一の寄託者に対して宣言することができる。その宣言は、いつでも行い、又は撤回することができる。

第十条 矛盾する情報

締約国は、ある者の租税に関する事項についての情報であつて当該締約国の保有する情報と矛盾すると認められるものを他の締約国から受領した場合には、当該情報を提供した当該他の締約国にその旨を通知する。

第二節 徴収における支援

第十一条 租税債権の徴収

1 被要請国は、要請国の要請があつたときは、第十四条及び第十五条の規定に従い、要請国の租税債権を自国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとる。

2 1の規定は、要請国において執行を許可する文書の対象となる租税債権であつて、関係締約国間に別段の合意がある場合を除くほか、争われていないものについてのみ、適用する。ただし、当該租税債権が要請国の居住者でない者に対するものである場合には、1の規定は、関係締約国間に別段の合意がある場合を除くほか、当該租税債権がもはや争われることがないときにのみ、適用する。

3 死亡者又はその遺産に関する租税債権の徴収における支援を行う義務は、当該租税債権が遺産から徴収

されるか又は遺産の受益者から徴収されるかに応じ、当該遺産の価値又は当該遺産の各受益者が取得した財産の価値に限定される。

第十二条 保全の措置

被要請国は、要請国の要請があつた場合には、租税債権について争われているとき又は執行を許可する文書の対象となっていないときであっても、一定の額の租税の徴収のために保全の措置をとる。

第十三条 要請に添付する書類

1 この節の規定に基づく行政支援の要請には、次に掲げるものを添付する。

a 租税債権がこの条約の対象となる租税に関するものである旨の宣言及び徴収の場合には、第十一条2の規定に従い、租税債権が争われていない旨又は争われることがない旨の宣言

b 要請国における執行を許可する文書の公式な写し

c 徴収又は保全の措置のために必要なその他の書類

2 要請国における執行を許可する文書は、適当な場合には、被要請国において施行されている規定に従い、支援の要請を受領した日の後できる限り速やかに、被要請国における執行を許可する文書により、認

容され、承認され、補足され、又は代替される。

第十四条 期間制限

1 租税債権に係る期間であつて、それを超えて当該租税債権を執行することができないものに関する問題は、要請国の法令によつて規律される。支援の要請には、当該期間に関する詳細を明記する。

2 支援の要請に従い被要請国がとつた徴収のための措置であつて、被要請国の法令によれば1に規定する期間について停止又は中断の効果を有することとなるものは、要請国の法令の下においても同様の効果を有する。被要請国は、当該措置について要請国に通報する。

3 被要請国は、いかなる場合にも、執行を許可する文書の原本の日付の日から十五年の期間が満了した後に行われる支援の要請に応ずる義務を課されるものではない。

第十五条 優先権

徴収における支援が行われる租税債権は、用いられる徴収の手續が被要請国の租税債権について適用されるものである場合であっても、被要請国において当該租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しない。

第十六条 納付の繰延べ

被要請国は、自国の法令又は行政上の慣行が同様の状況において納付の繰延べ又は分割納付を認める場合には、納付の繰延べ又は分割納付を認めることができる。ただし、被要請国は、要請国にあらかじめその旨を通知する。

第三節 文書の送達

第十七条 文書の送達

1 被要請国は、要請国の要請があつたときは、要請国から発出される文書（司法上の決定に関する文書を含む。）であつて、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達する。

2 被要請国は、次に掲げる方法により、文書の送達を実施する。

a 実質的に同様の性質の文書の送達に関する被要請国の法令に定める方法

b 可能な範囲内で、要請国によって要請される特別の方法又はこれに最も類似する方法であつて被要請国の法令によって認められるもの

3 締約国は、他の締約国の領域内の者に対し、郵便により直接に文書の送達を実施することができる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国が自国の法令に従って実施する文書の送達を無効にするものと解してはならない。

5 この条の規定に従って文書を送達する場合には、翻訳文を添付することを必要としない。ただし、名宛人が当該文書の言語を理解することができないと認める場合には、被要請国は、当該文書について、自国の公用語又は自国の公用語の一により、翻訳し、又は要約を作成するための措置をとる。これに代えて、被要請国は、要請国に対し、当該文書について、被要請国、欧州評議会又は経済協力開発機構の公用語の一によって翻訳し、又はこれらの公用語の一による要約を添付するよう求めることができる。

第四章 全ての形態の支援に関する規定

第十八条 要請国が提供する情報

1 支援の要請には、適当な場合には、次に掲げる事項を明示する。

- a 権限のある当局に要請を行わせた当局又は機関
- b 要請の対象となる者を特定することに資する名称、住所及び他の事項
- c 情報の提供を要請する場合には、要請国がその必要を満たすために希望する情報提供の形式

d 徴収における支援又は保全の措置を要請する場合には、租税債権の性質及び内容並びに租税債権を徴収することができる資産

e 文書の送達を要請する場合には、送達される文書の性質及び対象事項

f 支援の要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われているか否か並びに当該要請が次条に定める要件に照らして正当であるか否か。

2 要請国は、支援の要請に関連するその他の情報を知るに至ったときは直ちに当該情報を被要請国に提供する。

第十九条 要請の拒否の可能性

被要請国は、要請国が自国の領域内において利用可能な全ての手段をとっていない場合には、その要請に応ずる義務を負わない。ただし、当該手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。

第二十条 支援の要請への対応

1 被要請国は、支援の要請に応じた場合には、要請国に対し、とった措置及び当該支援の結果をできる限り速やかに通報する。

2 被要請国は、要請を拒否する場合には、要請国に対し、その旨及び理由をできる限り速やかに通報する。

3 情報提供の要請に関し、要請国が希望する情報提供の形式を特定しており、かつ、被要請国がそれに応ずることができる場合には、被要請国は、要請された形式で情報を提供する。

第二十一条 対象となる者の保護及び支援を行う義務の限度

1 この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令又は行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、第十四条に定める場合を除くほか、被要請国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

a 被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行に抵触する措置をとること。

b 公の秩序又は被要請国の重要な利益に反すると被要請国が認める措置をとること。

c 被要請国又は要請国の法令又は行政上の慣行の下において入手することができない情報を提供すること。

d 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序若しくは被要請国の重要な利益に反することとなる情報を提供すること。

e 要請国における課税について、一般的に認められている課税の原則又は二重課税の回避のための条約若しくは被要請国が要請国と締結したその他の条約の規定に反すると被要請国が認める場合に、そのように認める限りにおいて、行政支援を行うこと。

f この条約の適用が同様の状況にある被要請国の国民と要請国の国民との間の差別につながることをな
る場合に、行政支援を行うこと。

第二十二条 秘密

1 この条約に基づき締約国が入手した情報は、当該締約国の法令に基づいて入手した情報又は情報を提供した締約国において適用される秘密に関する条件が一層厳格な場合には当該条件に基づいて入手した情報と同様に、秘密として取り扱う。

2 1の規定により入手した情報は、いかなる場合にも、締約国の租税の賦課若しくは徴収、これらの租税

に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関又は監督機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局のみが、当該情報をそのような目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、1の規定にかかわらず、情報を提供した締約国の権限のある当局の事前の許可を条件として、当該情報を当該租税に関する公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。ただし、二以上の締約国は、事前の許可の条件を免除することを相互に合意することができる。

3 締約国が第三十条1aに定める留保を付している場合には、当該締約国から情報を入手した他の締約国は、当該留保の対象となっている区分の租税のために当該情報を使用してはならない。また、当該留保を付している締約国は、この条約に基づいて入手した情報を当該留保の対象となっている区分の租税のために使用してはならない。

4 1から3までの規定にかかわらず、締約国が受領した情報は、情報を提供した締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、当該情報を提供した締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。一の締約国から他の締約国に提供され

た情報は、当該一の締約国の権限のある当局の事前の許可を条件として、当該他の締約国から第三の締約国に送付することができる。

第二十三条 争訟の手續

1 この条約に基づき被要請国がとつた措置についての争訟の手續は、被要請国の適当な機関にのみ提起する。

2 この条約に基づき要請国がとつた措置、特に、徴収の分野に関連して、租税債権の存在若しくは額又はその執行を許可する文書に関してとられた措置についての争訟の手續は、要請国の適当な機関にのみ提起する。当該手續が提起された場合には、要請国は被要請国にその旨を通報し、被要請国は当該機関による決定が行われるまでの間、支援に係る手續を停止する。もつとも、被要請国は、要請国の求めがある場合には、徴収を確保するための保全の措置をとる。また、被要請国は、利害関係者から当該手續について通知を受けることができる。そのような通知を受けた場合には、被要請国は、必要に応じて、要請国と協議する。

3 争訟の手續における最終的な決定が下されたときは直ちに、状況に応じ、被要請国は要請国に対し、又

は要請国は被要請国に対し、当該決定及び当該決定が支援の要請に及ぼす影響を通報する。

第五章 特別規定

第二十四条 条約の実施

1 締約国は、それぞれの権限のある当局を通じ、この条約を実施するために相互に通信する。権限のある当局は、この目的のために直接に通信することができ、かつ、自己に代わって行動する権限を下部機関に与えることができる。二以上の締約国の権限のある当局は、当該締約国間におけるこの条約の適用の方法について相互に合意することができる。

2 特定の事案についてこの条約を適用することにより重大な、かつ、望ましくない結果をもたらすと被要請国が認める場合には、被要請国及び要請国の権限のある当局は、相互に協議し、その状況を合意によって解決するよう努める。

3 締約国の権限のある当局の代表者から成る調整機関は、経済協力開発機構の支援の下で、この条約の実施及び発展について監視する。このため、当該調整機関は、この条約の一般的目的を推進する措置を勧告する。特に、当該調整機関は、租税に関する事項についての国際協力を強化する新たな方法及び手続の研究

究のための場として活動するものとし、適当な場合には、この条約の改正を勧告することができる。この条約に署名した国であつて、この条約を批准し、受諾し、又は承認していないものは、当該調整機関の会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。

4 締約国は、調整機関に対し、この条約の解釈についての意見を提供するように求めることができる。

5 この条約の実施又は解釈に関し二以上の締約国間で困難又は疑義が生じた場合には、これらの締約国の権限のある当局は、合意により当該困難又は疑義を解決するよう努める。当該合意は、調整機関に対し通知されなければならない。

6 経済協力開発機構事務総長は、締約国及びこの条約を批准し、受諾し、又は承認していない署名国に対し、4の規定に従い調整機関が提供した意見及び5の規定に基づく合意を通報する。

第二十五条 言語

支援の要請及びその要請に対する回答は、経済協力開発機構及び欧州評議会の公用語の一又は関係締約国が二国間で合意した他の言語で作成する。

第二十六条 費用

関係締約国が二国間で別段の合意をする場合を除くほか、

a 支援を行うに当たり生じた通常の費用は、被要請国が負担する。

b 支援を行うに当たり生じた特別の費用は、要請国が負担する。

第六章 最終規定

第二十七条 他の国際協定又は取極

1 この条約に定める支援の可能性は、関係締約国間の現行若しくは将来の国際協定その他の取極又は租税に関する事項についての協力に関連する他の文書に定める支援の可能性を制限するものではなく、また、これらの取極又は文書に定める支援の可能性によって制限されるものでもない。

2 この条約に定める規則にかかわらず、欧州経済共同体の加盟国である締約国は、その相互の関係において、同共同体において効力を有する共通の規則を適用する。

第二十八条 この条約の署名及び効力発生

1 この条約は、欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国による署名のために開放しておく。この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、いずれ

か一の寄託者に寄託する。

2 この条約は、五の国が、この条約に拘束されることに同意する旨を1の規定に従って表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第二十九条 条約の適用領域

1 各国は、署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、この条約を適用する領域を特定することができる。

2 いずれの国も、その後いつでも、いずれか一の寄託者に宛てた宣言により、当該宣言において特定する他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、当該寄託者が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 1又は2の規定に基づいて行われたいかなる宣言も、当該宣言において特定された領域について、いず

れか一の寄託者に宛てた通告により撤回することができる。撤回は、当該寄託者が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十条 留保

1 いずれの国も、署名の際若しくは批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際又はその後いつでも、次に掲げる権利を留保する旨を宣言することができる。

a 第二条1bに掲げる区分のいずれかに属する他の締約国の租税に関するいかなる形態の支援も行わない権利。ただし、この条約の附属書Aにおいて、当該区分に自国の租税を含めていないことを条件とする。

b 全ての租税又は第二条1に掲げる一若しくは二以上の区分の租税のみに関し、租税債権又は行政上の罰金の徴収における支援を行わない権利

c この条約が自国について効力を生じた日に存在する租税債権又は、a若しくはbの規定に基づき事前に留保を付していたときは、当該留保を付していた区分の租税に関する租税債権であって当該留保の撤回の日に存在するものに関して支援を行わない権利

d 全ての租税又は第二条1に掲げる一若しくは二以上の区分の租税のみに関し、文書の送達における支
援を行わない権利

e 第十七条3に規定する郵便による文書の送達を認めない権利

2 その他のいかなる留保も、付することができない。

3 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後、1に掲げる一又は二以上の留保であつて批准、受
諾又は承認の際に付さなかったものを付することができる。その留保は、いずれか一の寄託者が当該留保
を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 1及び3の規定に基づいて留保を付している締約国は、いずれか一の寄託者に宛てた通告により留保の
全部又は一部を撤回することができる。撤回は、当該寄託者が当該通告を受領した日に効力を生ずる。

5 この条約の規定について留保を付している締約国は、他の締約国に対し、当該規定の適用を要求するこ
とができない。ただし、当該留保が部分的なものである場合には、当該締約国は、自国が受け入れている
限りにおいて、当該規定の適用を要求することができる。

第三十一条 廃棄

1 いずれの締約国も、いずれか一の寄託者に宛てた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができ
る。

2 廃棄は、1の寄託者が通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力
を生ずる。

3 この条約を廃棄するいずれの締約国も、この条約に基づいて入手した文書又は情報を保有する限り、引
き続き第二十二条の規定に拘束される。

第三十二条 寄託者及びその任務

1 寄託者は、自己に対する行為が行われ、又は通告その他の通報を受けたときは、欧州評議会の加盟国及
び経済協力開発機構の加盟国に対し、次の事項を通報する。

a 署名

b 批准書、受諾書又は承認書の寄託

c 第二十八条及び第二十九条の規定によるこの条約の効力発生の日

d 第四条3又は第九条3の規定に従って行われた宣言及びその撤回

- e 第三十条の規定に従って付された留保及び同条4の規定に従って行われた留保の撤回
 - f 第二条3若しくは4、第三条3、第二十九条又は前条1の規定に従って受領した通告
 - g この条約に関して行われたその他の行為又は通告その他の通報
- 2 通報を受け、又は1の規定に従って通報を行う寄託者は、他の寄託者に対し、直ちにその旨を通知する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百八十八年一月二十五日にストラスブールで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書二通を作成した。本書二通は、それぞれ、欧州評議会及び経済協力開発機構に寄託する。欧州評議会事務局長及び経済協力開発機構事務総長は、欧州評議会の各加盟国及び経済協力開発機構の各加盟国に対しこの条約の認証謄本を送付する。

(署名欄は省略)

附属書A この条約が適用される租税（第二条2）

附属書B 権限のある当局（第三条1 d）

附属書C この条約の適用上の「国民」の定義（第三条1 e）